

## 政治分野における男女共同参画の推進を求める意見書

少子高齢化、人口減少社会の中で、我が国の持続的成長を実現し、社会の活力を維持していくためには、国民一人ひとりが、その個性に応じた多様な能力を発揮できる社会を構築する必要があり、特に、我が国最大の潜在力である女性の能力をいかすことが不可欠です。しかし、2017年に発表された「ジェンダー・ギャップ指数」は、144カ国中114位と過去最低となり、その主な理由は女性の政治参画が遅れていることです。

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与するためには、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、基本原則、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定める必要があります。

よって本議会は、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の早期制定を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年 3月27日

衆議院議長 大島理森 殿  
参議院議長 伊達忠一 殿  
内閣総理大臣 安倍晋三 殿  
総務大臣 野田聖子 殿  
(内閣府特命担当大臣 男女共同参画)  
内閣官房長官 菅義偉 殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会